

# 新地方公会計制度に基づく 財務書類（総務省改訂モデル） の活用について

前大阪府総務部市町村課 長谷 修

## はじめに

我が国の官公庁会計については現金主義会計による単式簿記で経理されているところであるが、公会計改革のもと、発生主義的手法を用い、複式簿記に似せた形でバランスシート他の財務書類を作成、公表することが要請された。発生主義会計・複式簿記やバランスシートなどといったものは、我々公的セクターに身を置く者としては、（法適用企業に所属する者を除いて）なじみの薄いものである。これまで、バランスシートについては統一的な作成手法が示され、作成・公表されてはいたが初期においてはそれなりに注目されていたものの、多くの地方公共団体では作成すること自体に目標がおかれていた感がある。そのような中、新たな財務書類のモデルとして、総務省より作成手法が示されたが、以前の財務書類モデルより労力のかかるものとなっている。本稿では、新地方公会計制度に基づく財務書類2種の内、多くの地方公共団体が作成を選択している総務省方式改訂モデルについて、作成後どのような活用方法があるかを検討してみたいと思う。なお、本稿における意見については、筆者の私見であることをお断りしておく。

## 経緯

冒頭にも述べたように、我が国の官公庁会計は、現金主義によるものである。平成12年4月1日に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権推進一括法）」が施行され、それまでの経常収支比率などに代表される過去のフロー指標だけでなく、総合的かつ長期的に財政状況を把

握する必要が発生するようになった。また、この時期と前後して地方公共団体が所有するストック情報への関心が高まりを見せ、地方公共団体独自のバランスシートを作成する団体も現れるようになった。だが、各団体ごとに作成手法が異なり、また独自で作成に取り組む団体は少数であり、比較可能性の点からも、統一的な作成手法を示すことが求められていた。その要請にこたえるかのように、旧自治省より「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査報告書」が公表され、バランスシートの統一的手法が示された。これが旧総務省方式である。その後、多少の修正などが加えられたが、その作成手法が地方財政状況調査（決算統計）の数値を用いて比較的容易に作成できるところから、旧総務省方式を採用しバランスシートを作成した団体は順調に数を伸ばすことになった（表1）。

その後、平成17年度から平成18年度にかけて大きな転機が到来することになった。すなわち「行政改革の重要方針」の中で、資産・債務改革への取組を行うことの必要性が明確に打ち出された。そのうえで「簡素で効率的な政府」の実現に向けて、地方公共団体が長期的な資産・債務の実態把握を行うために必要なツールとして、発生主義的手法を用いた新たな財務書類を、平成21年度までに整備することが要請された。これが「新地方公会計改革」と呼ばれるもので、「基準モデル」と旧総務省方式を改良した「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが示されることになった。また総務省が示したモデル以外にも、独自に構築したモデルがあり、その代表的なものが東京都方式である。これらの違いについては、詳しく説明された文献が多数存在するので、ここでは省

表1 市区町村のバランスシート作成状況（指定都市除く）

決算年度	市区町村 団体数	作成済団体							
		旧総務省方式		総務省方式改訂モデル		基準モデル		その他	
		団体数	割合(%)	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)	団体数	割合(%)
平成19年度	1,783	725 (49)	40.7 (2.7)	572 (375)	32.1 (21.0)	35 (24)	2.0 (1.3)	22 (5)	1.2 (0.3)
平成18年度	1,799	1,063 (83)	59.1 (4.6)	186 (143)	10.3 (7.9)	5 (3)	0.3 (0.2)	25 (3)	1.4 (0.2)
平成17年度	1,812	1,072	59.2					26	1.4
平成16年度	1,829	939	51.3					17	0.9
平成15年度	2,531	1,205	47.6					16	0.6
平成14年度	3,142	1,469	46.8					26	0.8

調査日は各決算年度の翌年度3月31日現在  
平成18・19年度の( )は作成中(内書き)

略させてもらう。

さて、バランスシートの作成を行う団体数が順調に増加していると先ほど述べたが、平成20年3月31日現在で総務省が調査した財務書類の作成意向調査では、指定都市以外の市町村1,799団体のうち1,328団体が、作成を予定している時期の違いこそあれ、総務省方式改訂モデルを作成するとしている。このように、旧総務省方式による財務書類の作成手法が示された当時より、財務書類整備の機運が高まっている。

ところで、国が統一的な作成手法を示した初期においては、せっかく作成したのだから何とか活用したいと思う向きもあったが、実際にはそれほど多くの団体が活用していたようには思えない。それは、作成手法は示されたが、分析手法については可能性だけが述べられるのみであって、特にこれといったものが示されなかったことや、そもそも旧総務省方式では財政運営に必要な分析結果が得られないから、という意見もある。そう考えると、総務省方式改訂モデルについても、財務書類を用いた財務指標等の活用方法が示されなければ、ただ単に手間が増えただけということになりかねない。国においては平成22年1月現在、分析手法等については骨子案が出されているのみで、具体的な取り組みはこれからとみられる（但し、私案としては、水田健輔「新地方公会計における財務書類の分析方法～総務省方式改訂モデル編～」地方財務 平成21年11月号など、いくつか提案はされている）。次節以降においては、財務書類（総務省方式改訂モデル）を用いた活用ができるかを考えてみたいと思う。なお、今回用いた財務書類については、正しく作成されたものとの前提に

立って使用しており、使用した団体数は、現在ホームページで財務書類を公表している団体の中から、58団体を抽出して使用している。

## 企業経営分析を用いた分析

財務書類の活用方法として、地方公共団体の財政担当者、あるいは住民自らが、各財務書類に記載された数値を用いて、各種指標を算出することによって、地方公共団体の現状を定量的にとらえようとする向きがあるかと思う。これは、一般企業において財務諸表を基にした経営分析を行い、投資対象としての判断材料にすることに倣ったものである。新地方公会計制度による財務書類は、発生主義的・企業会計的な手法を用いて作成することが求められており、そういった点から前述のような分析を行おうと考えるのは、ある程度予想のできる流れであると考えられる。事実、新地方公会計制度による財務書類を公表している団体の中には、企業分析のそれを用いて、団体の財務状況を説明しているのを目にする。ただ、企業分析に用いられる指標をそのまま全て地方公共団体にあてはめることが、適切であるかどうかは地方公共団体と企業の持つ性格を考慮に入れて判断するべきであろう。企業は営利を目的とし、少ない投資でより多くの利潤を得ることが目的であり、企業分析においては、安全性・収益性・生産性・成長性などの複数の視点から、財務諸表の数値を用い分析評価することになる。例示した4つの視点の内、収益性に関する指標の例として、売上高利益率や自己資本利益率などがあるが、地方公共団体は利潤を追求する必要はなく、これらの指標を用いる意味は

低い。一方安全性について、例えば債務の返済能力等を示す指標は、地方公共団体にもあてはめることが可能だと考えられる。ただ、算出された数値を、企業分析に用いるそれと同じように取り扱い、基準ラインを企業と同じところに置いて良いかは、検証してみる必要がある。ここでは、先に述べた4つの観点からの分析の内、安全性について地方公共団体にあてはめることが可能か、また可能であるならば、どういったところに基準ラインを置くべきかを検証してみたいと思う。

### (1) 安全性指標

企業分析に用いられる指標の内、安全性を示す主な指標は、

- ・流動比率
- ・キャッシュフロー（C/F）対流動負債比率
- ・固定比率
- ・固定長期適合比率
- ・債務償還可能年数

などがある。

これらの指標は安全性を示す指標であるが、それぞれ異なる視点から安全性を分析するものとして用いられている。各指標について簡単に触れると、流動比率およびC/F対流動負債比率は、1年以内に返済期限が到来する債務（流動負債）に対する支払能力をみるものであり、その支払能力を流動資産で判断するか、C/Fで判断するかの違いがある。分母を流動負債、分子を流動資産もしくは営業活動C/Fで算出され、指標が100%を下回ると短期的な支払いに支障が生じるとされている。ただ、地方公共団体は課税権を持っており、一定の収入があるので、あまり気にする必要がないという意見もある。

固定比率および固定長期適合比率は、固定資産の形成に充てる財源について、資金が長期間拘束されることから、長期間返済の必要がない資金を用いているかを見る指標である。それぞれ、分子に固定資産を、分母には純資産あるいは純資産と固定負債の合計を用いる。指標として用いる場合、地方公共団体が資産を形成する際には、ほぼ地方債を充てていることから、固定長期適合比率を用いるのが適当で

あろう。この指標は100%を上回ると、固定資産形成にあたって短期的な資金を用いており、あまり好ましい状況とは言えない。

債務償還可能年数は、有利子負債全てを当該年度の営業活動C/Fで償還した場合、償還し終えるのに何年かかるかを示す指標である。資金収支計算書は通常の営業活動における収支、固定資産の取得やそれに対する補助金収入などの投資活動における収支、そして借入金やその償還による支出並びに株式発行収入や配当などの財務活動における収支の3つに区分される。通常、営業活動C/Fはプラスになり、投資活動C/F（マイナスになることが多い）との合計（＝フリーC/F）で財務活動C/Fの規模を判断することになる。例えば、企業が長期借入を行う際に、償還期間より債務償還可能年数が短い場合は問題ないが、長い場合は返済原資を新たに調達する必要がある。一般的に、この指標は年数が少なければ少ないほど良いが、10年より短ければ優良と言われている。

さて、いくつか安全性に関する指標について述べたが、本稿ではその中でも債務償還可能年数について、もう少し掘り下げてみたい。理由としては、貸し手としての財政融資が、地方公共団体の財務状況を把握する際の基準の一つとして、債務償還可能年数（総務省方式改訂モデルと同一の算式ではない。これ以降、区別するため「(財融)」と付記する。)を用いていること。そして投資家が健全化判断比率以外で重要視する地方公共団体の財政指標として、債務償還可能年数を挙げている（江夏あかね「地方債市場関係者からみた地方公共団体の財務書類の注目点」地方財務 平成21年9月号27頁）からである。

### (2) 債務償還可能年数

債務償還可能年数の計算式はすでに述べたところであるが、改めて示すと以下のとおりとなる。

$$\text{地方債残高} \div \text{経常キャッシュフロー (C/F)} \\ (\text{地方債発行額} \cdot \text{基金取崩額除く})$$

総務省方式改訂モデルの資金収支計算書は、一般の企業会計で用いられる資金収支計算書とほぼ同様

の構成となっており、営業活動C/Fに相当する経常C/Fを分母として債務償還可能年数を求める。森田祐司監修監査法人トーマツ編著「新地方公会計制度の徹底解説」では、地方債発行額と基金取崩額を除くのは、前者は地方債の償還原資に地方債を充てるのは適当でないため、後者の基金は無尽蔵にあるものではなく限りがあるためとされている。ただ、前者に対しては多少違和感がある。経常収入に含まれる主な地方債は臨時財政対策債と退職手当債だが、臨時財政対策債については、交付税の振替で用途が限定されるものではないので控除する必要はないのではないか。退職手当債は充当先が退職手当に限定されており、地方債償還原資になりえないものであるが、今のところ期限付きで対象を拡大しており、将来的には対象が縮小される可能性が高い。その点から、恒久的な収入となりえないものについては、経常C/Fから除くと考えたほうが良いだろう。また、減債基金は地方債償還の原資となるので、地方債残高から控除しても良いのではないかと。このあたりは、検討の余地があるように思える。また計算式の地方債残高には、社会資本形成の財源とした未払金も含めるとされているが、今回は財務書類に記載の無い団体もあったため、統一性をはかるため算定には含めていない。この債務償還可能年数は通常3～9年の間に収まるといわれているが、実際のところどうであろうか。算出した結果が図1であり、縦軸を債務償還可能年数、横軸を将来負担比率とし、将来負担比率がマイナスとなる団体は0とせずマイナスとしている。散布図からは、ほとんどすべて

図1 債務償還可能年数と将来負担比率

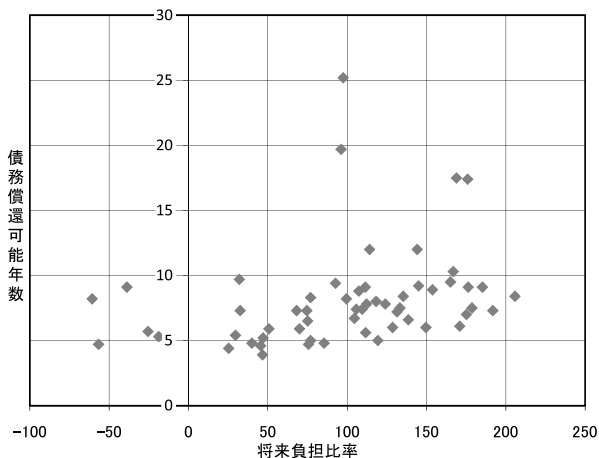
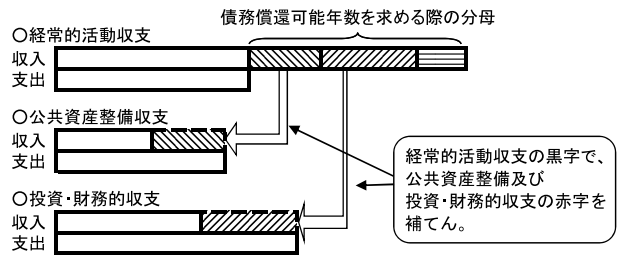


図2 資金収支計算書の構造



の団体が5年から10年の間に収まっている。しかし中には15年を超える団体が4団体存在している。通常資金収支計算書は経常的収支の黒字を以って、公共資産整備収支及び投資・財務的収支の赤字を補てんするようになっている(図2)。この指標では経常C/Fを最大限地方債の償還に充てており、その点から本来償還に要する期間より短くなる。言い換えれば算出された債務償還可能年数と実際に償還に要する年数が近ければ、経常的な収支における余剰額をほぼ公債費に投入していることになり、政策的な活動に資金を投じる余裕がないとも言える。さて、計算によって導かれた債務償還可能年数についてだが、債務償還可能年数が長期にわたる団体は、そこに至るまでの要因をおさえておく必要がある。即ち、その団体にとって地方債残高が多いのか少ないのか、あるいは経常C/Fが多いのか少ないのかを把握する必要がある。財政融資では地方公共団体の財務状況、債務の償還能力を把握する指標として、債務償還可能年数(財融)の他に、「実質債務月収倍率」と「行政経常収支率」を用いて、財務状況の把握を行っている。それに倣って、資金収支計算書の経常的収支の部における経常収入の額に対して、どれだけ地方債残高を保有しているのか、経常C/Fをどの程度生み出しているかを算出することで、当該団体の地方債残高及び経常C/Fの水準を見てみる。図3は、縦軸を「経常C/F÷経常収入比率」(経常C/F÷経常収入)、横軸を「債務÷経常収入比率」(地方債残高÷経常収入)とした、団体の散布図である。なお、両指標とも経常収入から地方債発行額と基金取崩額は除いている。また、この指標を算出するにあたり、資金収支計算書で収入・支出額の記載がない2団体は除いている。散布図上の破線は、

図3 経常収入に対する債務残高及び経常C/F比率

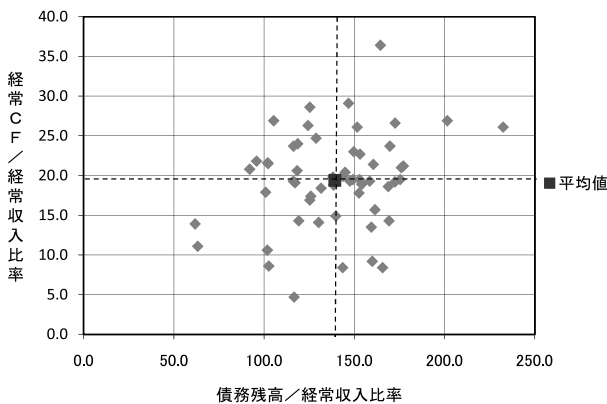


表2 債務償還可能年数が15年を超える団体

	基金取崩	基金増減	翌年度償還予定地方債
A	○	減	ほぼ同額
B	○	減	ほぼ同額
C	×	微増	ほぼ同額
D	○	増	減少

今回算定した団体の平均値である。破線の交点を基準として、左上のエリアは経常収入に対して、地方債残高が少なく且つ収支が多い、最も安定的な財務状況であることが言える。逆に右下のエリアは経常収入に比して地方債残高が多く且つ収支が少ない、つまり債務の償還能力に対する不安があることがいえる。先の債務償還可能年数が15年を超える4団体だが、散布図上では内3団体が右下のエリアに位置している。

4団体のうち散布図で右下のエリアに位置しているのは、団体A・C・Dである。団体Bは債務/経常収入比率は116.6%と地方債残高はそれほど高くはないが、経常C/F/経常収入比率が4.7%と極めて低い。団体A・C・Dの経常C/F/経常収入比率は団体B程ではないにしても一桁台であり、基金取崩あるいは地方債発行に頼っている傾向がある。資金収支計算書を詳しく見てみると(表2)、団体A・B・Dは基金を大きく取り崩しており、うち団体A・Bは取崩額が積立額より大きい、即ち基金残高が減っている。基金を取り崩した残りの団体Dについては積立額の方が大きく、資産売却収入が多額となっており、バランスシートの流動負債中、翌年度償還予定地方債額は、当該年度に償還した額より大きく下がっている。基金を取り崩していない団体Cは、特

に目立った特徴は無かったが、経常的な支出については、臨時財政対策債や退職手当債などの地方債を充てて、残りの収支を地方債の償還財源としたものと思われる。表2の団体A及びBについては、経常的収支の改善、人件費や物件費の抑制や、他会計への事務的経費の繰出で基準外繰出があるようならば見直す必要があろう。現時点では基金残高は潤沢であっても、対策を講じなければ枯渇するのは時間の問題であり、そうすると将来負担比率に悪影響が出てしまうことになる。団体Dについては、債務償還可能年数が未だ長期間ではあるものの、資産売却などを行っており、維持管理などの費用が下がることが期待できる。

### (3) 適正な債務償還可能年数とは

さて、算出した債務償還可能年数だが、償還可能年数が短いのが良いのはわかるが、どの程度の年数がその団体にとって、問題のない年数なのだろうか。先にも述べたとおり、通常3~9年に収まるとされているが、団体の財政状況が異なるので、一概にその間に収まっていればいいとは言えない。そこで財務書類に記載されている数値を用いて、基準となる数値を算定したいと考える。石田三成、小島一正「地方公共団体の財務諸表分析 公平性の観点から見た都道府県のバランスシート」(財務省財務総合研究所研究部)が世代間公平性をはかるために提案した平均償還年数を示しており、これを用いてみることにする。平均償還年数は次の計算式で求められる。

#### ・平均償還年数

$$\frac{(\text{地方債残高} - \text{減債基金残高})}{(\text{地方債元金償還額} + \text{減債基金増減額})} (\text{年})$$

地方債残高から減債基金残高を控除するのは、実質的な地方債残高を求めるためであり、分母で減債基金増減額を足しているのは、実質的な地方債償還額を求めるためである(減債基金の増加額を加えるのは、満期一括償還による地方債の場合、満期時以外は減債基金に一定額を積み立てることにより、実質的に地方債元金を償還していることになる。また、減債基金の減額分を控除するのは、満期時に一括償

還する元金の内、減債基金から取り崩した額は、積立時に実質的な元金償還として計算されており、満期時の元金償還金をそのままに計算すると、減債基金積立て分が二重計上されるためである。)。ただし今回入手した財務書類には減債基金の増減額は記載されていないので、増減は無いものとして計算している。また、分母の地方債元金償還額は資金収支計算書の投資・財務的支出の地方債償還額を用いているが、流動負債に計上の翌年度償還予定地方債を用いるのも良いかもしれない。そうして算出した平均償還年数だが、債務償還可能年数<平均償還年数であれば、毎年の地方債償還に必要な財源がある見込みであり、逆に債務償還可能年数>平均償還年数となると、償還財源に不安があるといえる。債務償還可能年数と平均償還年数を散布図で示すと図4のようになる。散布図の斜線より上に位置する団体は、財務書類作成時点での債務の償還ペースに、経常C/Fを用いた債務の償還能力が追いついていないと言える。債務償還可能年数が10年以内の団体でも斜線より上部に位置する団体もあり、一概に債務償還可能年数が10年以内であるから問題が無いとは言えない。

平均償還年数については、起債発行時に償還予定が決まっており、これを意図的に伸ばすことは難しく、債務償還可能年数<平均償還年数とするには、債務償還可能年数を短くするしかない。前述の経常C/F/経常収入比率と債務残高/経常収入比率を用い、経常収入に比して債務残高が多いのか、経常C/Fを生み出していないのかを判断する必要がある。各指標の適正な水準をどこに置くかは、団体の規模や起債発行に対する姿勢などの財政運営方針で変わってこようかと思う。経常的収入に対して、債務残高および経常C/Fがいくらになれば警戒すべきかを団体が個々に設定して、それを超えないように気を配っていけばよいのではないだろうか。

ところで、本稿で検証に使用している財務書類は普通会計ベースによるものであるが、連結ベースで見た場合、特に債務償還可能年数は変動するだろうか。上記指標は将来負担比率と比較しており、将来負担比率は普通会計のみならず公営企業会計や関連

図4 債務償還可能年数と平均償還年数

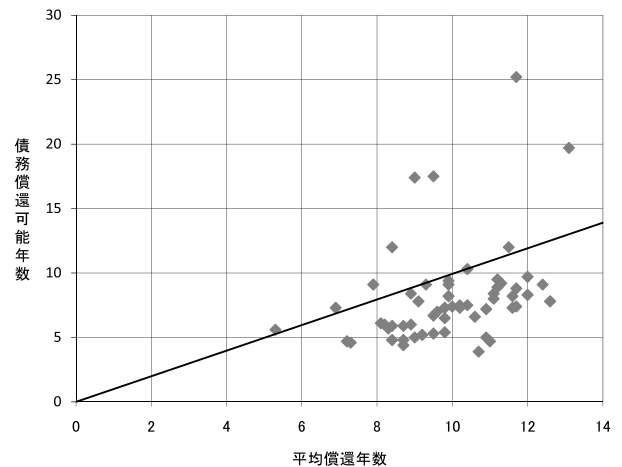


表3 普通会計と連結による比率の異動

	普通会計		連結	
	債務償還可能年数	平均償還年数	債務償還可能年数	平均償還年数
A	4.8	8.4	7.3	10.4
B	7.5	10.2	12.0	12.9
C	7.3	6.9	9.2	8.1

団体も含めた指標なので、普通会計のみの財務書類で比較するのは、必ずしも適当ではない。普通会計と公営企業会計の債務償還可能年数を比較すると、公営企業会計の数値は普通会計のそれらより悪い数値となるとの結果が出ており、連結することにより、指標が普通会計単体より悪化させることになることとされている（西村直人「連結償還能力指標による公債管理」自治大阪 平成21年4月号36頁）。連結財務書類を公表しているところはまだ多くないので、3団体を抽出して算定したところ、表3のように3団体とも連結することにより、指標が悪化する結果になった。平均償還年数が延びることについては、企業債の償還年限が長期にわたっていること、特に上水道事業債や下水道事業債の償還年限が30年近いことが影響していると思われる。債務償還可能年数の悪化の原因は、普通会計債と異なり企業債は充当率が100%であることが多い点と、分母の経常C/Fが地方債残高に比して少ないと言え、これも債務残高/経常収入比率と経常C/F/経常収入比率を用いて、要因を分析する必要があるだろう。計画が実際の需要と比べて過大なため、債務が大きいものになったのか、または事業運営において非効率な運営で支出が多額となっているのか、あるいは適正な使用

料を設定していないため収入が少なく、経常C/Fが少なくなり、債務償還可能年数が延びているものと思われる。

## 世代間公平性（世代間負担割合）

さて、今までの財務分析は、企業の経営分析に準じた考えに則って、指標を算出し検証してきた。このような分析のほかに、社会資本形成にあたって、適正な将来世代と現役世代の負担割合を探る考えもある。社会資本形成世代間負担比率と呼ばれるもので、以下の計算式で現役世代と将来世代の負担割合を求められる。

### ・現役世代

$$\text{純資産} \div \text{公共資産} \times 100 (\%)$$

### ・将来世代

$$\text{地方債残高} \div \text{公共資産} \times 100 (\%)$$

（地方債残高には社会資本形成の財源とした未払金も含む。）

社会資本形成の結果として、バランスシートの借方に公共資産が計上されるが、その財源となった負債（≒地方債）と純資産の割合で、それぞれ将来世代の負担すべきものと現役世代が負担したものと定義付けられている。公共資産については長期にわたって使用に供されることになり、整備時においてのみ便益を供するものではなく、少なくともその耐用年数の間は住民に対して便益を供することが可能であるので、それに相当する部分については将来へ先送りすることは問題ではない。単純な例で考えると、資産の耐用年数と地方債の償還年数が同じで、資産の残存価額が最終的に0になるとして、便益を受ける住民に等しく負担を負わせ、便益を受けない住民には負担を負わせないことが世代間の公平性を保っていると定義すると、純資産は常に0である状態が世代間の公平を保っていると言える。ただ、現実には普通建設事業に充当する地方債については、補正予算債や複数メニューの地方債を充当する場合を除いて100%充当されることは無く、どうしても一般財源を充当（＝現役世代による負担）することにな

る。更に国庫補助金等が財源充当された場合は、その分だけ純資産が増加し、（住民が実質的に負担したわけではないが）現役世代が負担したことになる。表4は、公共資産整備における財源や、償還年数等を単純なモデルで表したものである。この単純なモデルでは、初年度に100の公共資産を整備し、毎年歳入として税等の一般財源10があり、歳出としては地方債の償還以外は無いとしている。そして公共資産整備時、1年目、2年目のバランスシートと純資産変動計算書、そして世代間負担比率（将来・現役）を見比べると、補助金を受けずに資産整備を行い、耐用年数＝償還年数であると、世代間負担比率（将来）は常に整備時の割合から変わらない。一方補助金を充てた場合、世代間の負担割合は現役世代寄りになる。また、償還年数を耐用年数より短く設定すると、将来世代の負担が徐々に現役世代の負担へと移っていくことがわかる。このように、世代間負担比率は財源構成や償還期間の設定によって変動するものであり、他団体との比較やどのラインに基準を置くべきかは、なかなか取扱いが難しいところである。他団体と比較するならば、団体の公共資産整備、起債に対する姿勢がある程度見えてくるものである（小西砂千夫「公会計と自治体の財政分析（下）発生主義と現金主義会計の橋渡し」地方財務 平成20年11月号83～85頁、同「公会計改革の意義と財務4表の位置づけ 財政担当者に求められる公会計への感覚（下）」地方財務 平成21年4月号144・145頁）。

また、将来の便益に相当する部分と等しく将来世代に負担させることは、公平性の観点からは正しいのかもしれない。バランスシートにおける純資産の額は、資産形成にあたって現役世代が負担した額を表しているが、言い換えれば現役世代から将来世代へと受け継がれる資産の総額とも言える（水田健輔「新地方公会計における財務書類の分析方法～総務省方式改訂モデル編～」地方財務平成21年11月号69頁）。通常、地方債の発行に際して、耐用年数より長期の借入はできないことから、償還が減価償却より速く進み、前述のとおり世代間の負担が現役世代よりになり、公共資産整備を進め財源に起債を多く充当すれば、将来世代より負担が動くことになる。経年で世

表 4

## パターン1

耐用年数10年(定額法)償還年数10年(元金均等、据置なし)  
90%地方債10%一般財源  
歳入:毎年税等10、歳出:地方債償還以外なし

公共資産整備時					
公共資産	100	負債	90	減価償却費	
				世代間負担比率(現役)	10.0
				世代間負担比率(将来)	90.0
流動資産	0	公共一財	10		
		その他一財			
1年目					
公共資産	90	負債	81	減価償却費	10
				世代間負担比率(現役)	11.1
				世代間負担比率(将来)	90.0
流動資産	1	公共一財	9		
		その他一財	1		
減価償却累計額			10		
2年目					
公共資産	80	負債	72	減価償却費	10
				世代間負担比率(現役)	12.5
				世代間負担比率(将来)	90.0
流動資産	2	公共一財	8		
		その他一財	2		
減価償却累計額			20		

## パターン2

耐用年数10年(定額法)償還年数10年(元金均等、据置なし)  
国庫補助50%、地方債40%、一般財源10%  
歳入:毎年税等10、歳出:地方債償還以外なし

公共資産整備時					
公共資産	100	負債	40	減価償却費	
				世代間負担比率(現役)	60.0
				世代間負担比率(将来)	40.0
流動資産	0	公共国庫	50		
		公共一財	10		
		その他一財			
1年目					
公共資産	90	負債	36	減価償却費	10
				世代間負担比率(現役)	66.7
				世代間負担比率(将来)	40.0
流動資産	6	公共国庫	45		
		公共一財	9		
		その他一財	6		
減価償却累計額			10		
2年目					
公共資産	80	負債	32	減価償却費	10
				世代間負担比率(現役)	75.0
				世代間負担比率(将来)	40.0
流動資産	12	公共国庫	40		
		公共一財	8		
		その他一財	12		
減価償却累計額			20		

## パターン3

耐用年数10年(定額法)償還年数5年(元金均等、据置なし)  
国庫補助50%、地方債40%、一般財源10%  
歳入:毎年税等一般財源10、歳出:地方債償還以外なし

公共資産整備時					
公共資産	100	負債	40	減価償却費	
				世代間負担比率(現役)	60.0
				世代間負担比率(将来)	40.0
流動資産	0	公共国庫	50		
		公共一財	10		
		その他一財			
1年目					
公共資産	90	負債	32	減価償却費	10
				世代間負担比率(現役)	66.7
				世代間負担比率(将来)	35.6
流動資産	2	公共国庫	45		
		公共一財	13		
		その他一財	2		
減価償却累計額			10		
2年目					
公共資産	80	負債	24	減価償却費	10
				世代間負担比率(現役)	75.0
				世代間負担比率(将来)	30.0
流動資産	4	公共国庫	40		
		公共一財	16		
		その他一財	4		
減価償却累計額			20		

## パターン4

耐用年数10年(定額法)償還年数5年(元金均等、据置なし)  
国庫補助50%、地方債40%、一般財源10%、  
当初において、臨財債10あり(償還年数10年、元金均等)  
歳入:毎年税等一般財源10、歳出:地方債償還以外なし

公共資産整備時					
公共資産	100	負債	50	減価償却費	
		(建設債)	40	世代間負担比率(現役)	50.0
		(臨財債)	10	世代間負担比率(将来)	50.0
流動資産	0	公共国庫	50		
		公共一財	10		
		その他一財	-10		
1年目					
公共資産	90	負債	41	減価償却費	10
		(建設債)	32	世代間負担比率(現役)	55.6
		(臨財債)	9	世代間負担比率(将来)	45.6
流動資産	1	公共国庫	45		
		公共一財	13		
		その他一財	-8		
減価償却累計額			10		
2年目					
公共資産	80	負債	32	減価償却費	10
		(建設債)	24	世代間負担比率(現役)	62.5
		(臨財債)	8	世代間負担比率(将来)	40.0
流動資産	2	公共国庫	40		
		公共一財	16		
		その他一財	-6		
減価償却累計額			20		



代間負担比率や資産総額を比較することで、その団体が負担を先送りにしているかどうかが見えてくる。

## その他の分析方法について

ここまで、貸借対照表と資金収支計算書の2表を用いた債務償還可能年数と社会資本形成世代間負担比率について述べてきたが、2指標以外の分析も可能である。また、行政コスト計算書や純資産変動計算書を用いた分析もいくつかある。ここでは、詳細には述べないが、総務省が分析の視点として、自治財政局長通知（平成19年10月17日付け総財務第218号「公会計の整備推進について（通知）」で挙げている主なものは以下の通りである。

貸借対照表と資金収支計算書を用いたものとして、

### ・歳入額対資産比率

資産合計÷資金収支計算書の収入合計

一年間の収入に対して、どれだけ資産を蓄積しているかが把握できる。大きければそれだけ資産を形成してきたことになる。資産合計の内訳を更に分析することにより、どういった資産に振り分けたかが把握できる。ただし、収入額は各年度の要因によって、大きく変動する場合があるので、この指標も大きく変動することがある。

### ・有形固定資産の行政目的別割合

各行政目的別有形固定資産額÷有形固定資産総額

資産形成がどの行政目的別分野に重点が置かれているかが把握できる。

### ・有形固定資産老朽化比率

減価償却累計額÷

(有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額)

固定資産の老朽化の進み具合が把握でき、この比率が高いほど保有資産の老朽化が進んでいることになり、資産の更新を考える必要がある。

等が挙げられている。

また、行政コスト計算書と純資産変動計算書を用いたものとして、

### ・受益者負担比率

(行政目的別) 経常収益÷

(行政目的別) 経常行政コスト合計

行政コストに対して、受益者負担がどれだけ為されているかが把握できる。

### ・行政コスト対税率等比率

純経常行政コスト÷

(一般財源＋補助金等受入(その他一般財源分))

受益者負担を除いた純経常行政コストに対する一般財源等を見ることで、どれだけ当年度の負担で賄われたかが把握できる。100%を超えると過去の蓄積を取り崩したか、将来へ負担を先送りしたか、その両方かになる。

### ・行政コスト対公共資産比率

(行政目的別) 経常行政コスト÷

(行政目的別) 公共資産

形成した資産に対して、維持管理などのコストがどれだけかけられているかが把握できる。

などがある。

これらの指標を組み合わせて分析を行うことも可能である。例えば歳入額対資産比率、有形固定資産の行政目的別割合、行政コスト対税率等比率と行政コスト対公共資産比率を用いたうえで、行政コスト計算書を詳細に見れば、形成された資産に対する費用のかかり具合、ひいては保有資産が過大かどうか判断できるであろう。また、受益者負担比率を用いることで、適正な受益者負担を徴収しているのかも判断できる。ただし、受益者負担比率の計算式中、経常行政コストには社会保障給付や補助金等が含まれており、これらの費用は受益者負担を求めるべきでないものも含まれるので、それを考慮した分析を行う必要があるだろう。性質別に分解し分析することで、受益者負担が低いのか、社会保障給付が多いのかが見えてくるだろう。その他にも、住民一人あたりの財務書類や、施設毎の分析を行うなど、手法は様々であるので各団体が工夫は可能であろう。

## 終わりに

財務書類（総務省方式改訂モデル）の活用について本稿で筆者の考えを述べてきたが、他団体との比較可能性については、現時点での団体の保有する資産の把握状況が、決算統計に依存している点が多い

こと、財務書類に複数のモデルが存在し統一されていないこと、売却可能資産の考え方にバラつきがあること等の理由により多くは望めないのが現状である。しかし、新地方公会計制度は「資産・債務改革への対応」や「現金主義会計の補完」など管理会計的な考えから出発しており、まず自団体の資産・債務の状況を把握すること、そして個々の団体が「簡素で効率的な政府」の構築に向けて動き出すことが重要である。現時点では財務書類整備の普及をはかることを重要として、他団体との比較については次のステップとすべきであろう。

財務書類の作成後は公表することはもちろんであるが、それを用いて団体の行財政運営に資することが重要である。現時点では、新地方公会計制度に基づく財務書類の整備は端緒についたばかりで、どのように活用できるのか手探りの状態であるが、今後各団体で財務書類を整備していく中で、分析・活用方法の提案がなされることもあるだろう。今回、筆者は完成した財務書類を用いた活用方法について述べさせてもらったが、固定資産台帳の整備を進めていくことにより、団体の保有資産の現状がつまびらかにされるだろうし、固定資産台帳整備や回収不能見込み額の調査など、財務書類を作成する途中段階の作業を全庁的に取り組むことにより、財政担当課以外の事業課に自団体の財政への意識を振り向けることもできるだろう。今後、各団体で財務書類をいかに活用するか考慮するにあたって、本稿が少しでも参考になれば、筆者としては幸いである。

## 参考資料

- ・自治省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査報告書」平成12年3月
- ・総務省「新地方公会計制度研究会報告書」平成18年5月
- ・神野直彦ほか「公会計改革」日本経済新聞出版社
- ・小西砂千夫「公会計と自治体の財政分析（上）建設公債主義では現金主義会計で財政運営できる」地方財務2008年9月号
- ・小西砂千夫「公会計と自治体の財政分析（中）自治体の財政分析手法の深化と財政指標」地方財務平成20年10月号
- ・小西砂千夫「公会計と自治体の財政分析（下）発生主義会計と現金主義会計の橋渡し」地方財務平成20年11月号
- ・佐藤裕一「経営分析の基本 新版」日経文庫 日本経済新聞社
- ・瀬戸祐司、浅川明久「やさしく学べる経営分析」税務経理協会
- ・森田祐司 監修 監査法人トーマツ編著「新地方公会計制度の徹底解説『総務省改訂モデル』作成・活用のポイント」ぎょうせい
- ・石田三成 小島一正「地方公共団体の財務諸表分析 公平性の観点から見た都道府県のバランスシート」財務省財務総合研究所研究部
- ・西村直人「連結償還能力指標による公債管理」自治大阪 平成21年4月号
- ・小西砂千夫「公会計改革の意義と財務4表の位置づけ 財政担当者に求められる公会計への感覚（上）」地方財務 平成20年12月号
- ・小西砂千夫「公会計改革の意義と財務4表の位置づけ 財政担当者に求められる公会計への感覚（中）」地方財務平成21年1月号
- ・小西砂千夫「公会計改革の意義と財務4表の位置づけ 財政担当者に求められる公会計への感覚（下）」地方財務平成21年4月号
- ・財団法人日本生産性本部「第3回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査結果」
- ・水田健輔「新地方公会計における財務書類の分析方法～総務省方式改訂モデル編～」地方財務 平成21年11月号
- ・「地方債月報別冊 地方債関係Q&A集2009」財団法人 地方債協会
- ・江夏あかね「地方債市場関係者からみた地方公共団体の財務書類の注目点」地方財務 平成21年9月号
- ・財政投融资に関する基本問題検討会「地方公共団体の財務状況把握の基本的枠組みについて」地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム 第1回資料
- ・財団法人大阪府市町村振興協会『「公会計改革研究会」報告書』平成21年2月